

川崎区多文化共生コミュニティ促進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「川崎市多文化共生社会推進指針」（平成17年3月策定）の基本目標である多文化共生社会の実現に向けて、外国人市民（外国籍の住民だけでなく、日本国籍であっても外国につながりのある人を指す。）やその支援者等と川崎区役所が協働で取り組む「川崎区多文化共生コミュニティ促進事業」（以下「コミュニティ事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 外国人市民と地域とのつながりづくりや、外国人市民のコミュニティづくりなどの取組を行うことにより、外国人市民も地域住民と同様に「普通に」暮らせるエリアを目指す。

(内容)

第3条 コミュニティ事業は、かわさき多文化共生プラザのコミュニティスペース（以下「コミュニティスペース」という。）において毎月1回程度外国人市民の居場所づくりや交流の場づくりを行うとともに、コミュニティスペースやその他適切な場所において、主に次のことを行う。

- (1) 多文化共生の推進に資する取組
- (2) 外国人市民の社会参加の促進に資する取組
- (3) その他川崎区の特성에応じて必要とされる取組

(運営体制)

第4条 コミュニティ事業は、区職員及び運営スタッフで実施するものとする。

2 前項の運営スタッフは、相談支援や講座等の企画を行うコーディネーターと、日常生活に関する相談その他講座の運営等を行うサポートスタッフにより構成するものとする。

(運営スタッフの募集)

第5条 運営スタッフは、別途募集するものとする。

(庶務)

第6条 コミュニティ事業に関する庶務は、川崎区役所まちづくり推進部企画課において処理するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施のため必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月19日から施行する。